

高島市果樹産地構造改革計画

計 画 策 定 年 月 日	策 定 令和7年(2025年) 2月17日 改 訂 令和8年(2026年) 7月28日
目 標 年 次	令和12年(2030年)
市 町 名	高島市
地 区 名	全域
対 象 品 目	ブドウ・イチジク・オリーブ・カキ・クリ・オウトウ・ブルーベリー
産 地 協 議 会 名	高島市果樹産地振興協議会
産地協議会代表者名	会 長 清水 正樹
産地協議会事務局	高島市 農林水産部 農業政策課 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 TEL 0740-25-8511 / FAX 0740-25-8519 Email nousei@city.takashima.lg.jp

【 目 次 】

[総 論]

I. 産地を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

1. 地域の状況
2. 地域の課題

II. 産地の合意形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ

1. 産地協議会の設立と目的について
2. 産地協議会の構成
3. 次期計画の策定
4. 計画実現に向け活用を検討する事業

[各 論]

III. ブドウ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和12年）
2. 生産基盤強化に関する事項
3. 需要への対応に関する事項
4. 流通および加工の合理化に関する事項
5. その他必要な事項

IV. イチジク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和12年）
2. 生産基盤強化に関する事項
3. 需要への対応に関する事項
4. 流通および加工の合理化に関する事項
5. その他必要な事項

V. オリーブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和12年）
2. 生産基盤強化に関する事項
3. 需要への対応に関する事項
4. 流通および加工の合理化に関する事項
5. その他必要な事項

VI. カキ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和12年）
2. 生産基盤強化に関する事項
3. 需要への対応に関する事項
4. 流通および加工の合理化に関する事項
5. その他必要な事項

VII. クリ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和12年）
2. 生産基盤強化に関する事項
3. 需要への対応に関する事項
4. 流通および加工の合理化に関する事項
5. その他必要な事項

VIII. オウトウ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和12年）
2. 生産基盤強化に関する事項
3. 需要への対応に関する事項
4. 流通および加工の合理化に関する事項
5. その他必要な事項

IX. ブルーベリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和12年）
2. 生産基盤強化に関する事項
3. 需要への対応に関する事項
4. 流通および加工の合理化に関する事項
5. その他必要な事項

【 総 論 】

I. 産地を取り巻く環境

1. 地域の状況

(1) 高島市の状況

高島市は滋賀県北西部に位置し、平成17年1月1日に高島郡に属するマキノ町、今津町、新旭町、安曇川町、高島町、朽木村の5町1村が合併し誕生した市である。

地形的には安曇川河口の扇状地を中心に広がる平坦地域と比良山地を取り巻く中山間地域からなり、比良山系が湖岸に近接していることから、変化に富んでいるため、自然景観に恵まれている。また、気候的には日本海側に近いことから、冬期の寒さは厳しく、積雪量の多い日本海側気候となっており、年間平均気温14.1℃、年間降水量は1,947mmと県南部と比較して多く、晩秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばある。

交通は、古来より京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要所として栄え、中でも陸上交通は比叡・比良山麓を湖岸に沿って走る西近江路や、塩漬けされた鯖を運搬する街道であったことから別名・鯖街道とも呼ばれる若狭街道が主となり、これらの街道と県南部の犬伏方面への湖上交通の拠点である港町や宿場町として栄えてきた。現在では、高規格道路の湖西道路や、国道161号線・303号線・367号線で各地へと結ばれ、鉄道は北陸と京阪神を結ぶJR湖西線の沿線にあり、隣接する敦賀市まで北陸新幹線が延伸されている。このため、自動車では京都市から約2時間、名古屋市や金沢市からは約2時間30分と、大都市からの交通の便は良く、令和4年の観光入込客数は約353万人となっており、県内2位の集客力を誇る道の駅藤樹の里あどがわや国内外で有名なメタセコイア並木に近接する高島市農業公園マキノピックランドがあることから、多大な観光客向け需要が存在する。

(2) 地域の果樹農業事情

対象品目の高島市での生産状況は下表のとおりである。

表1 令和7年産市内果樹栽培面積および生産量

樹 種	栽培農家戸数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
ブドウ	31	282	12.6	684.8
イチジク	15	108	6.0	674.2
オリーブ	15	612	0.1	15.4
カキ	37	2,112	181.5	974.2
クリ	23	4,955	18.3	42.8
アウトウ	1	86	2.0	259.7
ブルーベリー	8	371	9.0	258.6

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表2 市内果樹栽培農家数および栽培面積の推移(平成25年～令和7年産)

年 産	果樹栽培農家数※ (戸)	栽培面積 (a)
平成25年(2013年)産	109	7,493
平成27年(2015年)産	110	7,875
平成29年(2017年)産	132	7,852
令和元年(2019年)産	112	7,734
令和5年(2023年)産	134	8,319
令和6年(2024年)産	167	8,774
令和7年(2025年)産	171	8,841

※同一農家が複数樹種を栽培している場合、重複して計上している。

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

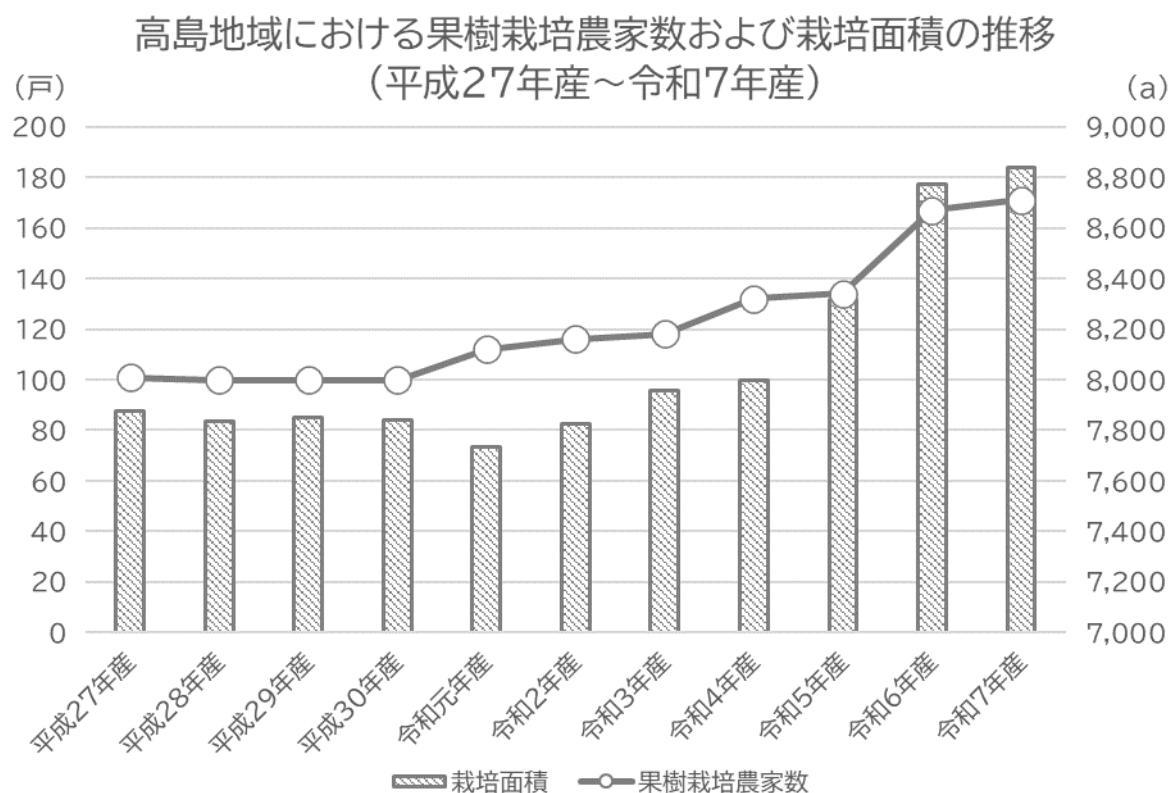


図1 市内果樹栽培農家数および栽培面積の推移(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

当市の令和4年の農業算出額 60 億7千万円のうち、土地利用型作物が 29 億円、畜産が 20 億9千万円と、この2種で 80%以上を占めており、本市では耕畜連携を中心とする土地利用型作物に特化した農業経営が行われている。

一方、果樹栽培面積は、滋賀県下約 228ha のうち、当市は約 88ha と県内の約 39% を占めている。しかし、クリやカキの栽培面積が突出している一方で、滋賀県が推進しているブドウは5%程度、ナシは1%に満たない。

当市の果樹栽培の歴史を顧みると、戦後に開墾された広大な畑地で果樹経営が行われてきた事例として、旧マキノ町石庭・寺久保地区を中心に観光果樹園として経営が行われている農事組合法人マキノ町果樹生産組合や、安曇川町泰山寺地区の開墾地にモモ・ウメの一大産地が拓かれた事例がある。

また、旧今津町深清水地域では第二次世界大戦前に岐阜県から「富有」カキが導入されたことをきっかけに、現在では県内トップクラスのカキ産地となっている。

なお、近年栽培が始まった新たな品目としてはボイズンベリー（アドベリー）、イチジク（高島いちじく）、オリーブ、ブドウなどがある。

2. 地域の課題

市内には新規産地が出来つつある一方で古い産地もあり、樹の高樹齢化や樹形の悪化、最新品種への更新停滞、病害虫被害や気象災害の増加等の問題が顕著になりつつある。

当市の果樹産業を未来へつなぐため、産地に関係する各機関が一体となって、新たな担い手の育成や、新技術・新品種の導入による収益性の向上、新たな販路開拓等を計画的に進めることが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う地産地消の機運のさらなる高まりや、健康志向の広がり、新型コロナウイルス感染症の終息に伴う観光需要の増加もあり、地元産果樹の需要は高まっているものの、品種更新の遅れや各種被害の発生、労力不足からくる収量低下により、生産量の絶対量が不足しており、直売所や市場、観光の需要を満たせていない状況にある。

(1) 担い手

地域の果樹農業は、果樹を専業とする担い手は高島市農業公園マキノピックランドを管理・運営する農事組合法人マキノ町果樹生産組合等ごくわずかであり、主たる担い手の多くは水稻との複合経営となっている。

水稻経営体が経営の複合化を図り、新たに果樹栽培に着手する場合、栽培技術の習得不足や作業競合からくる管理不足、永年性作物に対する知識や経験不足が課題となっている。さらに、水稻を中心とする土地利用型作物専業の経営体が大規模化している昨今、労力や作業スケジュール上の問題から果樹栽培を取り入れるハードルは高い。

また、果樹栽培においては、野菜等の畑作物と比較して、栽培を開始するための初期投資額が高く、収穫が可能になるまで時日を要することや一定の資金力を必要とすること、果樹栽培そのものや、栽培技術に触れる機会が少ないことといった特有の課題がある。このため、新たな担い手を育成するにあたっては、その対象について十分に選定する必要がある。

(2)農地利用

歴史的に、山地と琵琶湖に囲まれ、河川も多く、水源に苦労しにくかったことから、市内の農地の大半が水田として利用されてきた。このため、戦後の開拓地や、水田に不向きな一部畑地を除き、近年の果樹栽培は水田転換畑で行われている事例が多い。このため、地力が高い一方で水捌けや地下水位の高さで対策が求められるという課題がある。

また、以前から果樹が栽培されている畑地は、土質が礫質である園地が多く、水持ちの悪さから新植樹の生育が不安定であったり、機械除草等の作業が困難であったりするという課題がある。

(3)生産

以前からの園地では高齢樹木が多く、樹形の悪化による生産効率の低下や生産量(反収)の低下、グローバル化に伴う食の多様化や皮剥きや加工を忌避する傾向にあるといった消費者ニーズに対応できていない品種が栽培されている等の課題を抱えており、優良品種への転換が求められている。

一方で、近年栽培が拡大している樹種では地域や集落でまとまった産地ではなく、個人栽培者の集合体が産地を形成している状況にある。このため、園地では生産者の販売方針や指向に応じた多種多様な品種が栽培されており、産地として統一された品種が植栽されておらず、まとまった量が確保できないことから、販路開拓やブランド化のうえでの課題となっている。

(4)流通・販売

カキ・イチジクを除き、ほとんどの果実が観光農園、県内直売所や庭先の対面販売で流通している。しかし、観光農園については、天候等により入園者数が激しく変動し、経営的にやや不安定である。直売については、市民・観光客需要ともあることから順調に推移しているが、より消費者ニーズにあった果実や高品質な果実を提供していく必要がある。

一方、市場出荷を行っている品目のうちイチジクについては、産地縮小に伴う出荷数量の確保が課題となっており、市場からは安定生産・出荷が求められている。

また、収穫年未達となっている樹が多いオリーブについては、今後の収穫・集荷・加工体制の構築、販路の形成が求められている。

(5)その他

里山に近いことから、サルやシカによる被害があり、収量の減少や防除資材等経費の増加といった負担につながっている。近年では、平地での果樹栽培において、ハクビシンやアライグマといった中型獣による食害の拡大も課題となっている。

Ⅱ. 産地の合意体制

1. 産地協議会の設立と目的について

高島市内の果樹産地の発展を目指し、産地の課題解決ならびに総合的な事業の推進について、生産者および関係機関の協働により積極的に取り組むことを目的に、高島市果樹産地振興協議会を設置し、当計画の策定および推進等を図る。

2. 産地協議会の構成

名称(設立年月日)		高島市果樹産地振興協議会(令和7年2月 17 日設立)
構 成 員	所 属	備 考
	農事組合法人マキノ町果樹生産組合	
	今津町柿部会	
	高島市オリーブ生産者の会	
	高島いちじく	
	高島ぶどう研究会	
	レーク滋賀農業協同組合今津営農経済センター	
	レーク滋賀農業協同組合安曇川営農経済センター	
	公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 (滋賀県農地中間管理機構)	
	高島地域農業センター	
	滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課	
	高島市農林水産部農業政策課	事務局
	滋賀県農業技術振興センター農業革新支援部	オブザーバー

3. 本計画の目標年次と次期計画の策定

本計画は 20 年後の「目指すべき産地の姿」を念頭に、5年間の産地計画を策定するものである。このため、協議会として毎年度末に点検することに加え、3年後(令和 10 年)に計画の進捗状況の把握を行い、今後の具体的な対策についての検討・見直しを行う。また、5年後(令和 12 年)に計画の評価・振り返りと、次期計画の検討・策定を行うものとする。

4. 計画実現に向け活用を検討する事業

本計画実現のため、市が施行する各種支援策のほか、県や国が実施する下表の事業を積極的に活用することとする。なお、活用すべき新規事業が示された場合には、本項を適宜見直すこととする。

表3 計画実現に向け活用を検討する事業

事業名	相手先	取組内容
果樹経営支援対策事業 および 果樹未収益期間支援事業	中央果実協会 (滋賀県果樹組合連合会)	優良品種の新植および 改植(転換)
農地耕作条件改善事業	高島市 他	高収益作物への転換に かかるほ場整備 栽培設備の整備・改修
園芸産地における事業継続 強化対策事業	滋賀県	BCP策定 BCPに基づいた既存施設 の補強
しがの園芸産地次世代拠点 づくり事業	滋賀県	産地戦略の策定 産地戦略に基づく資機材の 整備
高島市農畜産振興事業 補助金	高島市	新植および改植、 栽培設備の整備

【 各 論 】

Ⅲ. ブドウ

1. 産地の状況と目指す姿(5年後 目標年:令和12年)

(ア)産地の状況

ブドウは、他の樹種と比較して栽培面積は少ないものの、高島市農業公園マキノピックランドや旧高島町鹿ヶ瀬地域を中心とした「ガリバーぶどう」といった一部地域で栽培されてきた。

平成末期に、米価が著しく低下したこと、旧JA新旭町の施設に育苗ハウスを活用したブドウ栽培のモデルほ場が設置されたこと、全国的に「シャインマスカット」の栽培が拡大し量販店等で高単価なブドウを目にすることが増えたこと等を要因に、単位面積当たりの収益性の高い園芸品目であるブドウが注目され、市内の大規模水稻生産者の一部で育苗ハウスを活用したブドウ栽培が導入された。

近年では「たかしま野菜・園芸塾ぶどうコース」や説明会等を通じて、県の農業技術振興センターで開発された自主施工可能な簡易棚と組み合わせた水田転換畑での本格的なブドウ栽培に取り組む生産者も現れてきている。

販売については、観光園を除き、出荷・販売先の大勢を直売所もしくは庭先が占めており、市場出荷の事例はない。

表4 市内ブドウ栽培面積の推移

年 産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収 穫 量 (t)	反 収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	12	220	17.2	780.0
令和元年(2019年)産	12	189	13.2	716.6
令和5年(2023年)産	12	155	12.1	840.3
令和6年(2024年)産	25	260	15.3	889.5
令和7年(2025年)産	31	282	12.6	684.8

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表5 市内ブドウ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	ピオーネ	23.1	紅伊豆	17.2	藤稔	15.9
R1	紅伊豆	22.2	ピオーネ	21.1	竜宝	17.4
R5	紅伊豆	18.0	ピオーネ	18.0	竜宝	18.0
R6	シャインマスカット	19.6	ピオーネ	15.0	紅伊豆	11.5
R7	シャインマスカット	22.0	ピオーネ	13.8	紅伊豆	11.0

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

(イ)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和12年)

○改植が進み、消費者ニーズに対応した品種への転換が行われている。

○改植の進捗に伴い園地の若返りが進み、反収や品質が向上する。観光果樹園では収量・品質の向上に伴って入園者数が増加する。

○環境こだわり農産物認証基準に準拠した栽培に取り組み、農薬使用の削減に努める。

○試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力化かつ高品質なブドウ栽培に取り組まれている。

○品質等の規格が定まり、販路の多様化やブランド化が進んでいる。

○果樹型トレーニングファーム等を通じた技術習得機会が増加し、新たに栽培に取り組む者が継続して誕生している。

2. 生産基盤強化に関する事項

(ア)労働生産性の向上および気候変動等への対応

(1)生産を振興する品種

消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、振興品種を選定する。市場流通が少ない品種や早生品種の導入など、希少性や特徴が生かせる品種の導入を進める。新たな需要が見込めるワイン加工用品種の選定も併せて行う。

品種選定にあたっては、食味や収量性、高温化での着色状況を考慮するだけでなく、新規栽培者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定するよう努める。

生産を振興する品種は下表6のとおりとする。

表6 市内の栽培品種と振興品種

振興 品種	品種名	振興 品種	品種名
*	竜宝	*	BKシードレス
*	紅伊豆	*	シャインマスカット
	ピオーネ		デラウェア(加工用)
	ヒムロッド	*	藤稔
	紫玉	*	グロースクローネ
	サニールージュ	*	スカーレット
*	ブラックビート	*	ヤマソービニヨン
	ベニバラード	*	シャルドネ
*	あづましずく		その他
*	クイーンニーナ		

(2)品種別の生産目標計画

振興する品種ごとの生産目標計画は下表7のとおりとする。

表7 振興品種と生産目標

品種名	目標年次							
	現状 (令和7年)		3年後 (令和10年)		5年後 (令和12年)		20年後 (令和27年)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
竜宝	26	2,324	27	2,420	28	2,500	30	2,700
紅伊豆	31	1,770	39	2,300	40	3,200	45	4,050
ブラック・ト	6	346	11	600	13	900	15	1,350
あづましずく	1	46	21	600	24	1,500	30	2,700
クイーン・ナ	30	322	40	800	45	3,000	50	4,500
BKシードレス	15	37	23	700	26	1,700	28	2,800
シャインマスカット	62	2,183	91	3,000	96	6,500	110	11,000
藤稔	9	840	14	1,200	15	1,400	17	1,530
グロースシュネ	4	0	5	300	6	500	10	900
スカーレット	2	0	6	400	8	600	10	900
ヤマノビニコン	0	0	5	200	5	400	5	450
シャルドネ	0	0	5	200	5	400	5	450
その他	96	4,732	86	4,800	82	4,800	95	6,175
合計	282	12,600	373	17,520	393	27,400	450	39,505

(3)労働生産性の向上に向けた取組

当市で新たに栽培を開始する場合、水田転換畑での栽培がほとんどであり、用水・かん水施設の整備については生産者が必要に応じて自ら実施している。また、新たに植栽した者を中心に、軽労・省力化に向けた主枝改良型仕立てが導入されている。そのほか、スマート技術や農業機械に対して興味を持つ農業者がいるものの、導入には至っていない。

【今後の対応】

- 生産者組織を活用し、栽培管理研修会等を通じて栽培技術の向上・相互研鑽を図る。
- 既存園については振興品種への改植(補植)を図るとともに、改植にあたっては既存棚を活かしつつ、主枝位置を下げた改良仕立てを参考に省力・軽労化を図る。
- 生産拡大にあたっては地域計画を活用するほか、水田転換園の整備や用水・かん水施設の整備に向けた事業活用を検討する。
- 労働生産性の向上に向け、ロボット草刈機や自動走行型スピードスプレーヤー等スマート技術や農業機械の活用を図る。
- 企業参入等、大規模経営体の育成・参入について、要望ある場合は関係機関と連携しながら検討を進める。

(4)気候変動等への対応に向けた取組

梅雨時期の急激な温度上昇や日射により、当市においても日焼け果等の発生が認められている。高温下でも着色の進む品種への改植・新植が行われているほか、日焼け対策としてカサ掛けの実施や、袋掛け時期をずらす等の手法が取り入れられつつある。

【今後の対応】

- 夏期の高温に対して、着色向上のため環状剥皮や植物成長調節剤の活用、袋掛けとカサ掛けの併用を図る。
- 高温下でも着色に優れる品種の導入を進めるとともに、新品種の情報収集に努める。

(5)病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

園地の一部では天敵生物温存のため草生栽培が実施されているほか、予察や関係機関からの情報提供に基づき防除が実施されている。アライグマ・ハクビシン・ニホンザルを中心に獣害が発生しており、獣種に応じた対策の実施が広がりつつある。

【今後の対応】

- 病害虫の発生に対して、雨除けビニル被覆の着実な実施や、発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 防鳥ネットの着実な展張のほか、危害獣種に応じて侵入防止柵や電気柵による獣害発生防止策の実施を進める。

(6)花粉・苗木の確保に向けた取組

現時点で苗木の確保にあたり大きな障壁となる事例は無い。

【今後の対応】

- 改植・新植にあたり苗木確保は必要であることから、苗木業者とも連絡を密にするとともに、計画的な苗木の確保・発注に努める。

(イ)担い手の育成・確保、労働力の確保

(1)担い手の考え方

当市でブドウを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。なお、地域計画においても担い手として位置づけられている、もしくは今後位置づけられることが確実である者とする。

- ①ブドウを主たる作目とする認定農業者
- ②ブドウを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者

③概ね10a以上のブドウ栽培を行っている者

④概ね5a以上の新たにブドウ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者

⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

※地域計画に位置付けられていない場合は、策定区域内で十分調整のうえ、位置付けられるよう努めることとし、園地が農業振興地域外の農地の場合は編入手続きのうえ位置付けることとする。

(2)担い手の育成・確保に向けた取組

「高島ぶどう研究会」での集合研修、高島地域農業センター事業「たかしま野菜・園芸塾ぶどうコース」やレーク滋賀農業協同組合の「ぶどうトレーニングハウス」事業等を活用し、担い手の確保・育成を実施してきた。

引き続き関係機関とも連携のうえ、担い手の確保・育成に努めることとし、定年退職予定の土地持ち非農家や援農に訪れる者、移住者等を重点対象として働きかけを行う。

また、大規模水稻農家の経営の複合化や法人化の際にブドウ栽培が選択肢として取り上げられるよう、相談機会等を通じて関係機関連携のもと新たな担い手の発掘・育成を図ることとする。

なお、経営規模の拡大や労働生産性の向上のためにも担い手への面積集積(拡大)が必要とされることから、担い手への面積集積(拡大)の目標を下表8のとおり設定する。

表8 担い手への面積集積(拡大)目標

	目標年次			
	現 状 (令和7年)	3年目 (令和10年)	5年目 (令和12年)	20年目 (令和27年)
栽培面積(a)	213.1	306.0	334.1	396.0

(3)果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

援農隊制度を活用した作業体験等を通じて果樹農業の魅力発信に努めるとともに、「新規就農者参入促進会議」の参加する就農フェア等での情報発信を行う。

また、関係機関連携のもと、既存農家の従業員雇用に向け、就労条件や農作業安全等産地の環境整備に取り組む。

(4)多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

永年樹であるブドウは農地が果樹園地として利用され続ける必要がある。ブドウは地縁的にまとまった産地が無いことから、産地としての地域計画はないものの、担い手の農地のある地区の地域計画はすべて策定されている。このため、農地は引き続き果樹園地として保全・管理されるものと見込まれる。

今後、地域計画等を活用し、担い手の面積集積(拡大)についても取組を進める。

(5)労働力不足への対応に向けた取組

ブドウ生産者の多くは個人農家であり、現状年間を通じた雇用を必要とする規模の栽培もほとんどない。しかし、摘粒や収穫・調製作業など、スポット的に必要となるケースが考えられる。

このため、援農隊を活用した応援体制の構築や、スポットワークサービスの活用、社会福祉施設との連携等短期労働力の確保に向け検討していくこととする。

(6)大規模経営体の参入に向けた取組

現状、法人化のメリットを享受できる規模のブドウ生産者は無く、企業参入についても具体的に進展している事例も無い。

引き続き、既存生産者に対して各種農業経営研修等への参加を促すとともに、今後企業参入等の案件が生じた場合に対応できるよう関係機関とも連携しつつ検討を進める。

(ウ)地域の基幹産業としての付加価値の向上

(1)輸出や加工等の関連産業との連携

まずは観光果樹園・直売所・庭先での販売を主体とした体制を充実させる。

現状、市内消費需要量を満たせていないと考えられること、また既存園のうち観光果樹園においても余剰生産力は無く、現時点では輸出・加工とも今後の検討課題とする。

共同出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、市内のレストランやカフェ、ジェラート売場で利用する等、ブドウを色々な形で味わってもらえるよう、商工業者とも連携を図る。

(2)定年者等の地域住民、交流人口の参加

観光園においては、収穫体験にこだわらず、田舎の農作業体験等を取り入れ、一年を通じて家族向けのレジャーおよび食育を体験できる滞在型観光果樹園のあり方を検討する。

また、引き続き援農隊の取組等を通じて交流人口(関係人口)の創出を図る。

3. 需要への対応に関する事項

(ア)国内需要への対応

(1)手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

現状、市内消費需要量を満たせていないと考えられることから、観光果樹園・直売所・庭先での販売を主体とした体制と供給量の拡大を目指す。また、経営コストを不断に見直すことでコスト抑制を図り、省力化等を通じて生産性向上を図ることで手に取りやすい地元産ブドウの生産・供給拡大に取り組む。

(2)果実加工品の生産・供給への対応

現在、生食用の生産が主体となっているが、省力的な栽培管理と併せてワイン加工用ブドウの栽培を導入し、新たな需要開拓を進める。また、今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図るほか、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(イ)海外から稼ぐ力の強化

現状、市内消費需要量を満たせておらず、余剰生産力はないことから、現時点では輸出は今後の検討課題とする。共同出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

4. 流通および加工の合理化に関する事項

(ア)集出荷・流通対策

(1)集出荷の効率化の推進

現在、観光果樹園を除き個選個販体系であるため、ブドウにかかる集出荷施設や選果場等の共同利用施設は存在しない。今後共同出荷体制が確立されるなど情勢が変化した際には共同利用施設の整備と併せ、効率的な集出荷を進める。

(2)果実輸送の合理化の推進

現在、個選個販のため市場出荷等の共同出荷規格や輸送手段は存在しない。今後、高島ぶどうのブランド化や共同販売体制の構築に合わせて検討することとする。

(イ)果実の加工

(1)国産の加工用原料果実の確保

現在、生食用の生産が主体であり、また市内消費需要量を満たしておらず、まずは生食用需要を満たすため生産拡大を図る。今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際に、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(2)多様なニーズに対応した果実の加工

現在、機能性成分を有する品種の育成・栽培は行っていない。今後、高島ぶどうのブランド化や他産地との差別化のため、情報収集に努めるとともに有望な品種や加工法がある場合は導入を進める。

5. その他必要な事項

(ア)自然災害への備え

高島市においては山地と琵琶湖畔の平地が近接し、山から吹き下ろす風が強くなる傾

向にある。ブドウ栽培では雨除けビニルや防風ネット、防鳥ネットなどが破損するリスクがある。大規模化する台風による風害へは、ブドウ棚の一時補強や早めの収穫等で対応する。

また、大規模な自然災害に見舞われる前に施設の修繕や補強、更新を検討する。

事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

IV. イチジク

1. 産地の状況と目指す姿(5年後 目標年:令和12年)

(ア)産地の状況

イチジクは、栽培が平易なことから、家庭果樹として栽培されていたものの、一部直売所出荷されるにとどまり、面的な広がりはなかった。

その後、平成中期の直売活動が盛んになってきたことを背景に、直売所出荷を中心とした果樹振興から、市場出荷を目途としJAを核とした面的拡大を目指して、平成20年からJAの統一品目として栽培が推進されてきた。JAで集荷され、市場出荷されたイチジクは「高島いちじく」として量販店で販売されている。旧朽木村地域を除く市内全域で栽培され、「高島いちじく」としては平成24年に栽培面積2.4haと県内最大規模にまで広がりを見せたものの、その後凍害や気象災害、病害虫被害等により徐々に栽培面積は減少したものの、当市の特産品のひとつとして現在も栽培されている。

市場出荷を前提として導入・普及が進められたこともあり、栽培されている品種のほとんどが「ドーフィン」となっており、「バナーネ」等の栽培が行われているものの、ごく少数となっている。また、近年水稻育苗ハウスなどを用いたポット栽培を導入する生産者が現れ、露地栽培以外のモデルケースとなっている。

表9 市内イチジク栽培面積の推移

年 産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収 穫 量 (t)	反 収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	35	250	18.1	734.6
令和元年(2019年)産	14	105	4.5	456.4
令和5年(2023年)産	21	177	10.4	594.3
令和6年(2024年)産	16	133	8.3	750.4
令和7年(2025年)産	15	108	6.0	674.2

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表10 市内イチジク品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	ドーフィン	100	—	—	—	—
R1	ドーフィン	97.1	バナーネ	0.9	その他	2.0
R5	ドーフィン	98.9	バナーネ	1.1	—	—
R6	ドーフィン	88.7	バナーネ	2.2	ビ ルリイ	1.5
R7	ドーフィン	86.1	バナーネ	2.8	ビ ルリイ	1.9

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

(イ)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和12年)

- 関係機関連携のもと新規生産者の募集が行われ、既存園の継承や新植園が誕生し、産地の新陳代謝が進んでいる。
- 果樹型トレーニングファーム等を通じた技術習得機会が増加し、新たに栽培に取り組む者が継続して誕生している。
- 老木の改植や抵抗性台木の導入、被害樹のリフレッシュ剪定により老木園の若返りが進み、反収や品質が向上している。
- 直売所および市場それぞれの需要量に応じた出荷先の振り分けや選択が行われており、戦略的な出荷計画のもと収益向上が図られている。
- 環境こだわり農産物認証基準に準拠した栽培に取り組み、農薬使用の削減に努める。

2. 生産基盤強化に関する事項

(ア)労働生産性の向上および気候変動等への対応

(1)生産を振興する品種

消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、振興品種を選定する。品種選定にあたっては、市場・直売所ニーズに向け、食味や収量性を考慮する。また、新規参入者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定するよう努める。

生産を振興する品種は下表11のとおりとする。

表11 市内の栽培品種と振興品種

振興 品種	品種名	振興 品種	品種名
	ドーフィン	*	ビオレソリエス
*	ドーフィン(励広台)		その他
*	バナーネ		

(2)品種別の生産目標計画

振興する品種ごとの生産目標計画は次ページ表13のとおりとする。

表12 振興品種と生産目標

品種名	目標年次							
	現状 (令和7年)		3年後 (令和10年)		5年後 (令和12年)		20年後 (令和27年)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
ドーフィン(励広台)	0	0	5	150	10	600	20	2,000
バナーネ	3	120	3	195	4	280	5	375
ビオレソリエス	2	0	2	60	3	180	5	325
その他	103	5,880	103	6,600	103	7,500	110	9,100
合計	108	6,000	113	7,090	120	8,200	140	11,800

(3)労働生産性の向上に向けた取組

当市で新たに栽培を開始する場合、水田転換畑での栽培がほとんどであり、用水・かん水施設の整備については生産者が必要に応じて自ら実施している。また、スマート技術や農業機械に対して興味を持つ農業者がいるものの、導入には至っていない。

【今後の対応】

- 栽培管理研修会等を通じて栽培技術の向上・相互研鑽を図る。
- 既存園については株枯病抵抗性台木を活用した振興品種への改植(補植)を図る。
- 生産拡大にあたっては地域計画を活用するほか、水田転換園の整備や用水・かん水施設の整備に向けた事業活用を検討する。
- 労働生産性の向上に向け、ロボット草刈機等スマート技術や農業機械の活用を図る。
- 企業参入等、大規模経営体の育成・参入について、要望ある場合は関係機関と連携しながら検討を進める。

(4)気候変動等への対応に向けた取組

冬季または春先(発芽期)における低温により、凍霜害の発生が認められており、ホワイトンパウダーの塗布や藁、不織布などを被覆する対策が実施されている。

梅雨時期の急激な温度上昇や日射により、当市においても日焼け果等の発生が認められているが、国内育種があまり進んでいないこともあり、耐性品種への改植・新植は進んでいない。

【今後の対応】

- 引き続き凍霜害対策として、ホワイトンパウダーの塗布や藁、不織布などを被覆する対策を実施する。また、凍害が発生しにくい「オールバック仕立て」などの整枝法や密植栽培などの導入を進める。
- 夏期の高温に対して、かん水手法や整枝法により日焼け果の発生を抑制する。

○高温下でも着色に優れる新品種の情報収集に努めるとともに、有望な品種が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(5)病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

予察や関係機関からの情報提供に基づき防除が実施されている。キボシカミキリをはじめとする樹幹害虫対策が急務となっている。

アライグマ・ハクビシンを中心に獣害が発生しており、獣種に応じた対策の実施が広がりにつつある。

【今後の対応】

- 病害虫の発生に対して、引き続き発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 情報収集に努めるとともに、有望な対策が判明した際には導入に向けて検討を進める。
- 危害獣種に応じて侵入防止柵や電気柵による獣害発生防止策の実施を進める。

(6)花粉・苗木の確保に向けた取組

自家育苗が容易であり、苗木の確保にあたり大きな障壁となる事例は無い。一方、国開発の株枯病抵抗性台木は増殖に許諾が必要であることから、導入の際は産地一体となって進めることとする。

【今後の対応】

- 抵抗性台木の導入にあたっては、苗木業者とも連絡を密にするとともに、計画的な苗木の確保・発注に努める。

(イ)担い手の育成・確保、労働力の確保

(1)担い手の考え方

当市でイチジクを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。なお、地域計画においても担い手として位置づけられている、もしくは今後位置づけられることが確実である者とする。

- ①イチジクを主たる作目とする認定農業者
 - ②イチジクを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
 - ③概ね10a以上のイチジク栽培を行っている者
 - ④概ね5a以上の新たにイチジク栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
 - ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者
- ※地域計画に位置づけられていない場合は、策定区域内で十分調整のうえ、位置付けられるよう努めることとし、園地が農業振興地域外の農地の場合は編入手続きのうえ位置付

けることとする。

(2)担い手の育成・確保に向けた取組

栽培開始初期から取り組む生産者の高齢化が進む一方で、新規生産者の募集や栽培技術習得のためのスキームが無く、新たな掘り起こしがほとんど進んでいない。

このため、引き続き関係機関とも連携のうえ、担い手の確保・育成に努めることとし、非担い手の栽培者に対し、栽培面積の拡大を促し新たな担い手としての育成を図るほか、経営の複合化や法人化の際にイチジク栽培が選択肢として取り上げられるよう、相談機会等を通じて関係機関連携のもと新たな担い手の発掘・育成を図る。

関係機関連携のもと、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。

なお、経営規模の拡大や労働生産性の向上のためにも担い手への面積集積(拡大)が必要とされることから、担い手への面積集積(拡大)の目標を下表14のとおり設定する。

表13 担い手への面積集積(拡大)目標

	目標年次			
	現 状 (令和7年)	3年目 (令和10年)	5年目 (令和12年)	20年目 (令和27年)
栽培面積(a)	62.5	70.5	78	105

(3)果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

関係機関連携のもと、果樹農業の魅力発信に努めるとともに、「新規就農者参入促進会議」の参加する就農フェア等での情報発信を行う。

(4)多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

イチジクは地縁的にまとまった産地が無いことから、産地としての地域計画はないものの、担い手の農地のある地区の地域計画はすべて策定されている。このため、農地は引き続き果樹園地として保全・管理されるものと見込まれる。

今後、地域計画等を活用し、担い手の面積集積(拡大)についても取組を進める。

(5)労働力不足への対応に向けた取組

イチジク生産者の多くは個人農家、水稻との複合経営であり、現状年間を通じた雇用を必要とする規模の栽培はない。しかし、収穫・調製作業など、スポット的に必要となるケースが考えられる。

このため、スポットワークサービスの活用、社会福祉施設との連携等短期労働力の確保に向け検討していくこととする。

(6)大規模経営体の参入に向けた取組

現状、法人化のメリットを享受できる規模のイチジク生産者は無く、企業参入についても具体的に進展している事例も無い。

引き続き、既存生産者に対して各種農業経営研修等への参加を促すとともに、今後企業参入等の案件が生じた場合に対応できるよう関係機関とも連携しつつ検討を進める。

また既存の法人経営体を始めとした大規模経営体の複合品目のひとつとして取り入れていただけるよう、情報整理や体制整備を進める。

(ウ)地域の基幹産業としての付加価値の向上

(1)輸出や加工等の関連産業との連携

まずは市場出荷・直売所・庭先での販売を主体とした体制を充実させる。

現状、市場の需要量を満たせていないと考えられるため余剰生産力は無く、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、市内のレストランやカフェ、ジェラート売場で利用する等、イチジクを色々な形で味わってもらえるよう、商工業者とも連携を図る。

(2)定年者等の地域住民、交流人口の参加

現在、イチジク産地への多様な人材の参加は見られず、呼び込みも出来ていない。一方でイチジクは小面積からでも取組が可能であり、栽培に参画するきっかけや機会を創出することで新たな人材の取り込みを図る。

3. 需要への対応に関する事項

(ア)国内需要への対応

(1)手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

現状、市場等の需要量を満たしておらず、引き続き供給量の拡大を目指すこととする。また、経営コストを不断に見直すことでコスト抑制を図り、省力化等を通じて生産性向上を図ることで手に取りやすい地元産イチジクの生産・供給拡大に取り組む。

(2)果実加工品の生産・供給への対応

現在、生食用の生産が主体となっているが、ドーフィン以外の品種や夏果穫り栽培の導入を通じてドライフルーツ等の新たな需要開拓を検討する。また、今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図るほか、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(イ)海外から稼ぐ力の強化

現状、実需の需要量を満たせておらず、余剰生産力はないことから、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。共同出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

4. 流通および加工の合理化に関する事項

(ア) 集出荷・流通対策

(1) 集出荷の効率化の推進

現在、市場出荷に関しては個選共販体系であり、イチジクにかかる選果場等の共同利用施設は存在しない。集出荷に関しては、個別農家がJAの集荷場へ持ち込み、市場へ搬出する体系となっている。集荷場も1カ所しかないので、生産拡大と併せ集荷方法についても検討課題とする。

(2) 果実輸送の合理化の推進

現在、市場出荷量の減少に伴い、他品目と混載輸送しているため、供給量の拡大を図るとともに、効率的な輸送体制を検討する。

(イ) 果実の加工

(1) 国産の加工用原料果実の確保

現在、生食用の生産が主体であり、また市場等の需要量を満たしておらず、まずは生食用需要を満たすため生産拡大を図る。今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際に、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(2) 多様なニーズに対応した果実の加工

現在、機能性成分を活かした加工は行っていない。今後、高島いちじくのお他産地との差別化のため、加工方法や商品開発の情報収集と併せ検討を進める。

5. その他必要な事項

(ア) 自然災害への備え

大規模化する台風による風雨害へは、早めの収穫等で対応する。

また、大規模な自然災害に見舞われる前に施設の修繕や補強、更新を検討する。

事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。担い手においては、収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

V. オリーブ

1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 12 年)

(ア)産地の状況

カキ産地である今津町深清水地域において、高齢化の進行に伴う耕作放棄園の増加が問題となりつつあったなかで、平成 30 年からカキ生産者有志らが放棄園のカキ樹の伐採に取り組み、伐採後の更地にオリーブを植栽したことが、オリーブ栽培の始まりである。

また、獣害に強いことや耕作放棄園対策として有望であること等から、令和2年度から当市において特産品化に向けた取組・支援を始めたことから、旧朽木村地域を除く市内全域に栽培が広がり、栽培面積は拡大した。

生産者は、定年帰農者や集落営農法人、地域活性化任意団体等様々であり、かつ水稻等と複合的に栽培している者が多く、その栽培面積も大小様々であることが特徴である。

表14 市内オリーブ栽培面積の推移

年 産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収 穫 量 (t)	反 収 (kg/10a)
平成29年(2017)産	11	2.5	0	—
令和2年(2020)産	11	35	0	—
令和5年(2023)産	13	504	0.02	28.6
令和6年(2024)産	14	529	0.08	12.2
令和7年(2025)産	15	612	0.10	15.4

表15 市内オリーブ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H29	アザパ	42.9	コルチナ	14.3	ホヅランコ	14.3
R2	ルッカ	29.2	ワントイ	19.7	カクレア	18.2
R5	ルッカ	26.7	ミッシヨン	23.3	ワントイ	12.0
R6	ルッカ	20.2	ミッシヨン	17.7	ワントイ	16.2
R7	ワントイ	19.4	タジャスカ	14.8	ルッカ	14.1

(イ)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和 12 年)

○“高島ならではの”オリーブ商品で高島が持つ資源の魅力を最大限に引き出し、オリーブ畑で人々の交流・ストーリーが生み出されてにぎわう、この両輪をもって「オリーブのまちたかしま」が実現している。

○高島市に適した振興品種を中心に植栽が進み、「低樹高開心自然形」の仕立て方で、良質な果実や枝葉を安定生産し、栽培面積が拡大する。

- 新漬けやオイル等の一次加工品に加え、地元の食材や食品等を組み合わせた二次加工品等、高島ならではの魅力が詰まった加工品が開発される。
- 観光資源としてオリーブ畑が整備され、人々の交流が生まれることで関係人口が増加する。
- 「高島オリーブブランド」が確立され、認知度が向上する。

2. 生産基盤強化に関する事項

(ア)労働生産性の向上および気候変動等への対応

(1)生産を振興する品種

市の振興品種を参考としながら、担い手の加工目的や消費者ニーズに対応して、品種を選定する。振興品種は、耐寒性や耐病性に優れており収量性が高く、樹形が直立性ではなく開帳性で栽培しやすい品種とする。また、市の特産品である柿やシイタケ等に合う特徴の品種や、既存先進産地には少ない品種を導入し、新たな加工品や観光の形を模索する。

なお、生産を振興する品種は下表17のとおりとする。

表16 市内の栽培品種と振興品種

振興 品種	品種名	振興 品種	品種名
*	ルッカ	*	ペンドリーノ
	ミッション		シプレッシーノ
*	フラントイオ	*	コレツジョラ
*	レッチーノ	*	マンザニロ
	ネバディロ ブランコ	*	コルチナ
	レッチョ デ ルコルノ	*	アルベキーナ
*	カロレア		その他
*	タジャスカ		

(2)品種別の生産目標計画

振興する品種ごとの生産目標計画は次ページ表18のとおりとする。

表17 振興品種と生産目標

品種名	目標年次							
	現状 (令和7年)		3年後 (令和10年)		5年後 (令和12年)		20年後 (令和27年)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
ルッカ	86.4	36.6	130	400	180	1,450	200	4,000
フラントイオ	118.5	11.6	180	750	300	2,700	380	9,500
レッチーノ	75.1	2.6	130	750	230	2,500	280	7,850
タジャスカ	90.4	0	115	70	130	550	140	1,500
ペンドリーノ	23.0	0	50	80	75	650	85	1,800
マンザニコ	26.9	0.4	60	100	100	700	115	2,200
コルチナ	0.2	7	13	100	30	300	35	900
アルバキーナ	0.2	2.1	12	50	30	200	35	600
カロレア	20.5	14.4	30	50	40	200	43	500
コレッジョラ	27.5	2.8	35	50	40	150	42	350
その他	143.4	10.7	145	100	145	400	145	800
合計	612.1	88.2	900	2,500	1,300	9,800	1,500	30,000

(3)労働生産性の向上に向けた取組

当市で新たに栽培を開始する場合、水田転換畑での栽培がほとんどであり、用排水・かん水施設の整備については生産者が必要に応じて自ら実施している。また、電動剪定鋏などの省力化機器の導入は進んでいるが、スマート技術や農業機械の導入には至っていない。

【今後の対応】

- 栽培管理研修会等を通じて栽培技術の向上・相互研鑽を図る。
- 生産拡大にあたっては地域計画を活用するほか、水田転換園の整備や用排水・かん水施設の整備に向けた事業活用を検討する。
- さらなる労働生産性の向上に向け、ロボット草刈機や自動走行型スピードスプレーや等スマート技術や農業機械の活用を図る。
- 企業参入等、大規模経営体の育成・参入について、要望ある場合は関係機関と連携しながら検討を進める。

(4)気候変動等への対応に向けた取組

冬季の積雪により、枝折れの発生が認められる。また冬季および春先の低温により、樹勢が低下し、場合によっては枯死する症状が発生している。その対策として、適切な剪定の実施や、低温に強い振興品種の導入が進んでいる。

【今後の対応】

○引き続き雪害・凍害対策として、適切な剪定の実施と低温に強い振興品種の導入を進める。

(5)病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

オリーブアナアキゾウムシやハマキムシ、炭疽病、近年では立枯病が課題となっているが、予察や関係機関からの情報提供に基づき防除が実施されている。

また、幼木へのニホンジカの食害等は見られるものの、他樹種ほどの果実への直接的な被害は確認されていない。

【今後の対応】

○病害虫の発生に対して、引き続き発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。

○情報収集に努めるとともに、有望な対策が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(6)花粉・苗木の確保に向けた取組

自家育苗が可能であり、苗木の確保にあたり大きな障壁となる事例は無い。一方、早期成園化のため、苗木の樹齢は3年を推奨していることから、苗木業者との連絡を密にして、導入の際は産地一体となって進めている。

【今後の対応】

○新植・改植にあたっては、苗木業者とも連絡を密にするとともに、計画的な苗木の確保・発注に努める。

(イ)担い手の育成・確保、労働力の確保

(1)担い手の考え方

当市でオリーブを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。なお、地域計画においても担い手として位置づけられている、もしくは今後位置づけられることが確実である者とする。

①オリーブを主たる作目とする認定農業者

②オリーブを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者

③概ね 30a 以上のオリーブ栽培を行っている者

④概ね 10a 以上の新たにオリーブ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者

⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

※地域計画に位置付けられていない場合は、策定区域内で十分調整のうえ、位置付けられ

るよう努めることとし、園地が農業振興地域外の農地の場合は編入手続きのうえ位置付けることとする。

(2)担い手の育成・確保に向けた取組

既存・新規を含めた栽培者間の交流の場の確保に努めるとともに、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。

市を中心とし、関係機関が一体となって、市民に対して広く啓発するとともに、栽培にかかる相談機会等の場を設ける。また、非担い手の栽培者に対し、栽培面積の拡大を促し、新たな担い手としての育成を図る。加えて定年退職者を含めて新規で就農しようとする者に対しても複合品目として提案し、担い手の発掘・育成確保を図る。

なお、経営規模の拡大や労働生産性の向上のためにも担い手への面積集積(拡大)が必要とされることから、担い手への面積集積(拡大)の目標を表19のとおり設定する。

表18 担い手への面積集積(拡大)目標

	目標年次			
	現 状 (令和7年)	3年目 (令和10年)	5年目 (令和12年)	20年目 (令和27年)
栽培面積(a)	524.8	786.3	1,144	1,350

(3)果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

援農隊制度を活用した作業体験等を通じて果樹農業の魅力発信に努めるとともに、「新規就農者参入促進会議」の参加する就農フェア等での情報発信を行う。

また、関係機関連携のもと、既存農家の従業員雇用に向け、就労条件や農作業安全等産地の環境整備に取り組む。

(4)多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

オリーブは地縁的にまとまった産地が無いことから、産地としての地域計画はないものの、担い手の農地のある地区の地域計画はすべて策定されている。このため、農地は引き続き果樹園地として保全・管理されるものと見込まれる。

今後、地域計画等を活用し、担い手の面積集積(拡大)についても取組を進める。

(5)労働力不足への対応に向けた取組

オリーブ生産者は定年帰農者や集落営農法人、地域活性化任意団体等様々であり、現状、収穫量も多くないことから年間を通じた雇用を必要とする規模の栽培はない。しかし、収穫・調製作業など、スポット的に必要となるケースが考えられる。

このため、援農隊を活用した応援体制の構築や、収穫体験の受け入れ、スポットワークサービスの活用、社会福祉施設との連携等短期労働力の確保に向け検討していくこととす

る。

(6)大規模経営体の参入に向けた取組

野菜で参入した企業が、耕作放棄地となった農地にオリーブを植栽し、現在も栽培されている。今後も引き続き、企業参入等の案件が生じた場合に対応できるよう関係機関とも連携しつつ検討を進める。また既存の法人経営体を始めとした大規模経営体が複合品目のひとつとして取り入れていただけるよう、推進活動を進める。

(ウ)地域の基幹産業としての付加価値の向上

(1)輸出や加工等の関連産業との連携

現状、若い樹園地が多く収量が最大化するのは数年後とみられ、余剰生産力は無く、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

一方、収穫果実は加工が前提となるため商工業者とも連携を図り、果実の加工だけでなく、葉を含めた二次加工品の開発を進める。市内のレストランやカフェ、ジェラート売場での利活用も検討する。

(2)定年者等の地域住民、交流人口の参加

現在、援農隊を始めとした各種事業を活用し、オリーブ産地への多様な人材の参画を進めているところ。今後もイベント等を通じて地域住民や市外の一般市民を取り込むことで関係人口の増加や、栽培に参画するきっかけや機会の創出を図る。

3. 需要への対応に関する事項

(ア)国内需要への対応

(1)手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

現状、若い樹園地が多く、引き続き供給量の拡大を目指すこととする。また、経営コストを不断に見直すことでコスト抑制を図り、省力化等を通じて生産性向上を図ることや加工・搾油工程の内包化で手に取りやすい地元産オリーブの供給拡大に取り組む。

(2)果実加工品の生産・供給への対応

オリーブは喫食のために加工を必要とする果実であり、加工業者等との連携は必須となる。実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図るほか、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

また、搾油工程など内包化や集約が可能なものについては検討を進め、加工コストの抑制を図る。加えて1次加工品を活用し、2次加工に向けた新たな需要開拓を進める。

(イ)海外から稼ぐ力の強化

現状、余剰生産力は無いことから、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。集出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

4. 流通および加工の合理化に関する事項

(ア)集出荷・流通対策

(1)集出荷の効率化の推進

現在、集出荷施設や選果場等の共同利用施設は存在しない。今後、生産量の増加に伴い、集荷場の設置や集荷方法、加工施設への搬入経路について整備が必要であり、効率的な集出荷体制構築に向けた検討を引き続き進めていく。

(2)果実輸送の合理化の推進

市内各地に樹園地が散在すること、集荷後加工施設への搬入が必須となることから、効率的な輸送体制構築に向けた検討を引き続き進める。

(イ)果実の加工

(1)国産の加工用原料果実の確保

オリーブは加工を前提とする果実であり、全量加工用原料として提供されるが、加工需要量を満たしておらず、まずは収量向上を図る。今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際に、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培・調製方式を検討・導入する。

(2)多様なニーズに対応した果実の加工

現在、二次加工品開発を地元商工業者等と連携し進めているところ。また、大学と協働した機能性成分を活かした加工の調査・研究を進めている。今後、国産オリーブの他産地との差別化のため、加工方法や商品開発をさらに進める。

5. その他必要な事項

(ア)自然災害への備え

オリーブの樹園地は露天であり、防風対策も設置されていないことから、強風による枝折れや落果、炭疽病の発生等が懸念される。

大規模化する台風による風雨害へは、支柱による樹の固定や早めの収穫等で対応するとともに、一過後は防除の徹底や整枝・剪定の実施により被害の発生を抑制する。

また、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。担い手においては、収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

VI. カキ

1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 12 年)

(ア)産地の状況

旧今津町深清水地域は百瀬川によって形成された扇状地上に拡がっており、名前にもあるとおりきれいな清水が湧き出る地域である。この地域一帯は、礫(れき)が非常に多く、水はけが良いところであり、一部地域(新田)においては、土質が異なり、黒ボク土が多く、土がやや肥沃であるところもある。

昔は養蚕が盛んであったが、大正のはじめ頃に岐阜県から「富有」カキの穂木が持ち込まれ、在来のカキに接ぎ木されて増加した。昭和 23 年頃から本格的な栽培が始まり、昭和 31 年に今津町果樹組合が設立、昭和 37 年頃には 35ha に達し、選果場やスピードスプレーヤーが導入され、昭和 60 年頃には生産者 60 名、栽培面積 40ha に達した。その後、栽培者の高齢化や湖西バイパスが樹園地を通過したことにより面積が減少したが、現在でも県下最大のカキの産地となっている。

表19 市内カキ栽培面積の推移

年 産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収 穫 量 (t)	反 収 (kg/10a)
平成26年(2014)産	42	2,040	156.1	765.2
令和元年(2021)産	39	2,086	118.5	568.1
令和5年(2023)産	36	2,100	119.5	569.0
令和6年(2024)産	37	2,098	156.8	841.6
令和7年(2025)産	37	2,112	181.5	974.2

(滋賀県果樹生産事情調査などより作成)

表20 市内カキ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	富有	87.5	平核無	7.8	西村早生	2.9
R1	富有	88.5	平核無	4.9	西村早生	3.4
R5	富有	87.4	平核無	4.9	西村早生	3.2
R6	富有	78.6	太秋	4.5	西村早生	4.4
R7	富有	78.3	太秋	5.0	その他	4.9

※「富有」は「松本早生富有」を含む

(滋賀県果樹生産事情調査などより作成)

(イ)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和12年)

○担い手の育成や新規栽培者の確保、援農隊の取組をすすめ、耕作放棄地の発生を防ぎながら、現在の栽培規模が維持される。

○産地として、さらなる栽培技術力の向上や、気候変動に対応した栽培、新技術が導入され、安定した収量が確保される。

○改植や高接ぎによって、消費者ニーズに対応した新品種の導入が進む。

○観光摘み取りの導入や、栽培基準および品質規格の統一や高品質規格の創出等によるブランド化、加工の取組を通じて、「今津柿」のブランド化・認知度が向上する。

2. 生産基盤強化に関する事項

(ア)労働生産性の向上および気候変動等への対応

(1)生産を振興する品種

消費者ニーズに合わせた良食味品種や、作期分散に向けた早生・中生品種を導入し、産地としても、産地としても、「富有」に次ぐ品種を選出する。品種選定にあたっては、食味だけでなく、気候変動に左右されることなく、安定した収量を確保することができ、栽培管理しやすい品種を選定するよう努める。

生産を振興する品種は下表22のとおりとする。

表21 市内の栽培品種と振興品種

振興 品種	品種名	振興 品種	品種名
*	富有(松本早生富有含む)		刀根早生
	西村早生		新秋
	平核無	*	麗玉
*	太秋	*	太雅
*	早秋		その他
	蜂屋		

(2)品種別の生産目標計画

振興する品種ごとの生産目標計画は次ページ表23のとおりとする。

表22 振興品種と生産目標

品種名	目標年次							
	現状 (令和7年)		3年後 (令和10年)		5年後 (令和12年)		20年後 (令和27年)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
富有	1,653	145,000	1,650	150,000	1,650	155,000	1,650	165,000
太秋	106	10,000	110	11,000	115	11,500	130	13,700
早秋	36	2,470	40	3,200	40	3,600	45	4,500
麗玉	4	30	10	100	13	390	20	2,000
太雅	1	0	6	30	8	120	10	1,000
その他	312	24,000	296	24,000	286	400	257	800
合計	2,112	181,500	2,112	188,330	2,112	194,610	2,112	210,200

(3)労働生産性の向上に向けた取組

今津柿の産地である今津町深清水地域を中心にカキ産地として地域計画を策定している。地域計画に基づき、担い手へ園地集積・集約を進めていく。

開心自然形の剪定が中心であるが、カットバック等を進め低樹高化に努めているところであり、一部生産者では低樹高ジョイント仕立ての導入が始まっている。

また、電動剪定鋏などの省力化機器の導入は進んでいるが、スマート技術や農業機械の導入には至っていない。

【今後の対応】

- 生産者組織を活用し、栽培管理研修会等を通じて栽培技術の向上・相互研鑽を図る。
- 既存園については振興品種への改植(補植)を図るとともに、カットバックによる低樹高化や低樹高ジョイント栽培の導入で省力・軽労化を図る。
- 規模拡大にあたっては地域計画を活用する。
- 労働生産性の向上に向け、ロボット草刈機や自動走行型スピードスプレーや等スマート技術や農業機械の活用を図る。
- 企業参入等、大規模経営体の育成・参入について、要望ある場合は関係機関と連携しながら検討を進める。

(4)気候変動等への対応に向けた取組

近年、地球温暖化の影響を受け着色遅れや熟期の後退が顕著であり、そのほか果樹カメムシ類やヤガ類など害虫の多発による吸汁害が問題となっている。

【今後の対応】

- 着色前進・向上に向け、葉かきやタイバックの設置、植物成長調節剤の利用など対策技

術を実施するとともに、高温下でも着色に優れる品種の情報収集に努める。
○果樹カメムシ類の発生予察や、ヤガ類への総合防除の実践等を通じて被害低減を図る。

(5)病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

温暖化に伴い果樹カメムシ類・ヤガ類の発生増加や外来害虫の初発などが見られている。一方、予察や関係機関からの情報提供に基づき防除を実施しているところ。

ツキノワグマを中心に獣害が発生しており、一部対策を要するところがある。

【今後の対応】

- 病害虫の発生に対して、総合防除や発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 危害獣種に応じて侵入防止柵や電気柵による獣害発生防止策の実施を進める。

(6)花粉・苗木の確保に向けた取組

現時点で苗木の確保にあたり大きな障壁となる事例は無い。

【今後の対応】

- 改植・新植にあたり苗木確保は必要であることから、苗木業者とも連絡を密にするとともに、計画的な苗木の確保・発注に努める。

(イ)担い手の育成・確保、労働力の確保

(1)担い手の考え方

当市でカキを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。なお、地域計画においても担い手として位置づけられている、もしくは今後位置づけられることが確実である者とする。

- ①カキを主たる作目とする認定農業者
 - ②カキを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
 - ③概ね30a以上のカキ栽培を行っている者
 - ④概ね10a以上の新たにカキ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
 - ⑤専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する法人経営体
- ※地域計画に位置付けられていない場合は、策定区域内で十分調整のうえ、位置付けられるよう努めることとし、園地が農業振興地域外の農地の場合は編入手続きのうえ位置付けることとする。

(2)担い手の育成・確保に向けた取組

栽培が継続できない生産者の相談窓口等の体制・ルールを整備するとともに、市が策定

する地域計画の策定・見直し等を通して、後継者や新規参入者、ならびに園地の情報を随時把握・共有することにより、園地継承や経営規模拡大を志向する生産者への園地のマッチングをすすめる。

既存生産者に対しては、SNS(LINE等)を活用し、栽培者間での情報共有を活発化させるとともに、栽培や販売に関する勉強会や会議を開催し、栽培技術力の向上を図る。

なお、経営規模の拡大や労働生産性の向上のためにも担い手への面積集積(拡大)が必要とされることから、担い手への面積集積(拡大)の目標を下表のとおり設定する。

表23 担い手への面積集積(拡大)目標

	目標年次			
	現 状 (令和7年)	3年目 (令和10年)	5年目 (令和12年)	20年目 (令和27年)
栽培面積(a)	2,047	2,047	2,070	2,112

(3)果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

援農隊制度を活用した作業体験等を通じて果樹農業の魅力発信に努めるとともに、「新規就農者参入促進会議」の参加する就農フェア等での情報発信を行う。

また、関係機関連携のもと、既存農家の従業員雇用に向け、就労条件や農作業安全等産地の環境整備に取り組む。

(4)多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

永年樹であるカキは農地が果樹園地として利用され続ける必要がある。幸い今津柿は地縁的にまとまった産地であり、産地としての地域計画が策定されている。このため、農地は引き続き果樹園地として保全・管理されるものと見込まれる。

今後、地域計画等を活用し、担い手の面積集積(拡大)についても取組を進める。また、引き続き関係機関とも連携のうえ、担い手の確保・育成に努めることとし、定年退職予定の土地持ち非農家や援農に訪れる者、移住者等を重点対象として働きかけを行う。観光摘み取りや援農隊の導入等の取組を通じて、関係人口の増加を図りながら、産地に興味をもってもらう方を増やし、将来の担い手として育成・確保する。

(5)労働力不足への対応に向けた取組

カキ生産者の多くは個人農家であるが、生産者の高齢化に伴い担い手農家の経営規模拡大が続いている。このため、年間を通じた雇用を必要とする規模の栽培も出始めたところであり、多くの担い手では摘果や収穫・調製作業など、スポット的に必要となるケースが考えられる。

このため、就労条件や農作業安全、社会保険労務士の活用といった雇用に向けた環境整備に取り組むほか、援農隊を活用した応援体制の構築や、スポットワークサービスの活

用、社会福祉施設との連携等短期労働力の確保に向け検討していくこととする。

(6)大規模経営体の参入に向けた取組

野菜で参入した企業が離農・縮小されたカキ園地を継承するなどしたうえで、新植・改植を実施されており、現在も継続して栽培されている。今後も引き続き、既存生産者に対して各種農業経営研修等への参加を促すとともに、今後企業参入等の案件が生じた場合に対応できるよう関係機関とも連携しつつ検討を進める。

(ウ)地域の基幹産業としての付加価値の向上

(1)輸出や加工等の関連産業との連携

まずは市場出荷・直売所・庭先での販売を主体とした体制を充実させる。

現状、品種により需要充足に差異があり、主力品種においては余剰が生じているものの、現時点では輸出・加工とも今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、市内のレストランやカフェ、ジェラート売場で利用する等、カキを色々な形で味わってもらえるよう、商工業者とも連携を図る。

(2)定年者等の地域住民、交流人口の参加

現在、援農隊を始めとした各種事業を活用し、カキ産地への多様な人材の参画を進めているところ。今後もイベント等を通じて地域住民や市外の一般市民を取り込むことで関係人口の増加や、栽培に参画するきっかけや機会の創出を図る。

3. 需要への対応に関する事項

(ア)国内需要への対応

(1)手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

現状、品種によっては需要量を満たせていないと考えられることから、直売所・庭先での販売を主体とした体制と供給量の拡大を目指す。また、経営コストを不断に見直すことでコスト抑制を図り、省力化等を通じて生産性向上を図ることで手に取りやすい地元産カキの生産・供給拡大に取り組む。

(2)果実加工品の生産・供給への対応

現在、生食用の生産が主体となっているが、一部生産者によってドライフルーツ等の加工に取り組まれている。また、今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図るほか、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(イ)海外から稼ぐ力の強化

現状、主力品種においては収穫盛期の遅延により一部余剰が出ているものの、現時点では輸出は今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

4. 流通および加工の合理化に関する事項

(ア)集出荷・流通対策

(1)集出荷の効率化の推進

現在、市場出荷分は個選共販体系であり、集出荷施設や選果場等の共同利用施設は1カ所のみとなっている。施設自体は整備されてからかなりの年数が経っており、今後共同利用施設の再整備と併せ、効率的な集出荷に向けた検討を進める。

(2)果実輸送の合理化の推進

現在、市場出荷量の減少に伴い、他品目と混載輸送しているため、供給量の拡大を図るとともに、効率的な輸送体制を検討する。

(イ)果実の加工

(1)国産の加工用原料果実の確保

現在、生食用の生産が主体であり、品種によっては需要量を満たしていないことから、まずは生食用需要を満たすため生産拡大を図る。今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際に、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(2)多様なニーズに対応した果実の加工

現在、機能性成分を有する品種の育成・栽培は行っていない。今後、今津柿のブランド化や他産地との差別化のため、情報収集に努めるとともに有望な品種や加工法がある場合は導入を進める。

5. その他必要な事項

(ア)自然災害への備え

樹園地は露天であり、防風対策も設置されていないことから、強風による枝折れや落果、炭疽病の発生等が懸念される。

大規模化する台風による風雨害へは、支柱による樹の固定や早めの収穫等で対応するとともに、一過後は防除の徹底や整枝・剪定の実施により被害の発生を抑制する。

事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

Ⅶ. クリ

1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 12 年)

(ア)産地の状況

市内のクリ栽培は、旧マキノ町石庭・寺久保地区を中心に、昭和38～40年にパイロット事業により開墾された広大な畑地で、昭和41年に4万本のクリが植栽されたことを契機とする。その後、当地では昭和46年に観光クリ園を主たる事業とする任意組合が組織化され、昭和51年にはマキノ町果樹生産組合が設立された。今日に至るまで、当該法人が中心となり、クリの栽培管理を行っているほか、周囲へも波及し、旧マキノ町内を中心にいくらかの生産者がクリを栽培している。

表24 市内クリ栽培面積の推移

年 産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収 穫 量 (t)	反 収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	19	4,590	2..5	59.0
令和元年(2019年)産	19	4,602	15.0	45.1
令和5年(2023年)産	21	4,602	10.4	30.3
令和6年(2024年)産	23	4,982	16.8	39.1
令和7年(2025年)産	23	4,955	18.3	42.8

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表25 市内クリ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	石鎚	23.1	国見	21.4	筑波	11.5
R1	石鎚	20.6	国見	20.3	筑波	11.3
R5	石鎚	20.6	国見	20.3	筑波	11.3
R6	銀寄	21.6	石鎚	12.2	国見	10.8
R7	銀寄	21.7	出雲	14.0	石鎚	12.3

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

(イ)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和 12 年)

- 最大の担い手である高島市農業公園マキノピックランドへの入園者数が増加し、観光農園と農産物直売所を通じた地域農業の発展が図られている。
- 老木園の若返りおよび消費者ニーズに対応した品種への転換に向けた改植または高接ぎが実施されている。
- 観光農業公園として地域観光施設等とのパイプを太くし、連動した集客の一役を担うこ

とで、地域の総合的な活性化に寄与している。

○環境こだわり農産物認証基準に準拠した栽培に取り組み、農薬使用の削減に努める。

○試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力化かつ高品質な果樹生産に取り組んでいる。

2. 生産基盤強化に関する事項

(ア)労働生産性の向上および気候変動等への対応

(1)生産を振興する品種

消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、主軸品種を選定する。また、観光果樹園に向けては、中生・晩生品種については本計画により着実に改植が進んでいる。今後は収穫期間の拡大を図るため、特にクリシギゾウムシの被害が少ない早生品種である「出雲」、「大国早生」、「ぼろたん」といった品種への改植を進めていく。これらは市場流通が少ない品種や、希少性や特徴が生かせる品種であり、今後導入を進める。

品種選定にあたっては、食味や収量性、高温化での成熟状況を考慮するだけでなく、新規参加者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定するよう努める。

なお、生産を振興する品種は下表○のとおりとする。

表26 市内の栽培品種と振興品種

振興 品種	品種名	振興 品種	品種名
*	出雲	*	秋峰
*	大国早生	*	美玖里
	国見		銀寄
*	ぼろたん	*	石鎚
*	筑波		岸根
	有磨		その他
*	紫峰		

(2)品種別の生産目標計画

振興する品種ごとの生産目標計画は次ページ表28のとおりとする。

表27 振興品種と生産目標

品種名	目標年次							
	現状 (令和7年)		3年後 (令和10年)		5年後 (令和12年)		20年後 (令和27年)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
出雲	693	3,000	700	3,200	700	3,400	720	4,200
大国早生	0	0	0	0	100	50	200	1,000
ぼろたん	258	1,200	288	1,350	298	1,400	308	1,600
筑波	391	1,500	401	1,550	401	1,600	401	1,800
紫峰	588	2,900	588	3,000	598	3,100	598	3,600
秋峰	375	1,800	375	1,850	385	1,900	385	2,100
美玖里	246	1,200	246	1,250	246	1,300	256	1,400
石鎚	607	2,000	607	2,100	607	2,200	617	2,400
その他	1,797	4,700	1,450	4,000	1,120	3,800	970	3,800
合計	4,955	18,300	4,655	18,300	4,455	18,750	4,455	21,900

(3)労働生産性の向上に向けた取組

既存園では老木樹や生産性の低い樹形の生産樹が存在する。

面積の大半を占める担い手はかん水施設の整備が十分でないため、スピードスプレーや等でのかん水を実施しているところ。また、新たに栽培を開始する場合、水田転換畑での栽培がほとんどであり、用排水・かん水施設の整備については生産者が必要に応じて自ら施行する必要がある。また、ロボット草刈機等のスマート技術や農業機械の導入検討は進むものの、管理する園地が広大であることや費用対効果の面から導入には至っていない。

【今後の対応】

- 労働生産性向上と収量確保に向け、振興品種への改植を図るとともに、「短幹変則主幹形整枝法」による低樹高仕立ての導入を進める。
- 生産拡大にあたっては地域計画を活用するほか、水田転換園の整備や用排水・かん水施設の整備に向けた事業活用を検討する。
- さらなる労働生産性の向上に向け、ロボット草刈機や自動走行型スピードスプレーや等スマート技術や農業機械の活用を図る。
- 企業参入等、大規模経営体の育成・参入について、要望ある場合は関係機関と連携しながら検討を進める。

(4)気候変動等への対応に向けた取組

夏期の高温や少雨により、果実の小型化やしわ果の発生、登熟期の遅れが認められてい

るが、耐性品種の開発が進んでおらず、改植・新植は進んでいない。

【今後の対応】

○夏期の高温に対して、かん水手法や整枝法により改善を図る。

○高温下でも生育や登熟に優れる新品種の情報収集に努めるとともに、有望な品種が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(5)病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

クリタマバチやクリシギゾウムシ、クリ炭疽病等が課題となっているが、予察や関係機関からの情報提供に基づき防除が実施されている。

また、幼木へのニホンジカの食害やニホンザルによる果実への直接的な被害が確認されている。

【今後の対応】

○病害虫の発生に対して、引き続き発生予察に基づく効果的な防除の実践を図るとともに、草生栽培の実践や天敵保存による総合防除についても取り組んでいく。

○追い払い等に加えて、危害獣種に応じて侵入防止柵や電気柵による獣害発生防止策の実施を進める。

○情報収集に努めるとともに、有望な対策が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(6)花粉・苗木の確保に向けた取組

自家受粉のため花粉確保の必要性は極めて低い。また、現時点で苗木の確保にあたり大きな障壁となる事例は無い。

【今後の対応】

○改植・新植にあたり苗木確保は必要であることから、苗木業者とも連絡を密にするとともに、計画的な苗木の確保・発注に努める。

(イ)担い手の育成・確保、労働力の確保

(1)担い手の考え方

当市でクリを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。なお、地域計画においても担い手として位置づけられている、もしくは今後位置づけられることが確実である者とする。

①クリを主たる作目とする認定農業者

②クリを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者

- ③概ね 30a 以上のクリ栽培を行っている者
 - ④概ね 10a 以上の新たにクリ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
 - ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者
- ※地域計画に位置付けられていない場合は、策定区域内で十分調整のうえ、位置付けられるよう努めることとし、園地が農業振興地域外の農地の場合は編入手続きのうえ位置付けることとする。

(2)担い手の育成・確保に向けた取組

生産組合においては、組合員の技術向上に向け関係機関の協力の下、現地研修会を開催する。また、既存・新規を含めた栽培者間の交流の場の確保に努めるとともに、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。

生産組合以外の担い手については、定年帰農者を含めて幅広く果樹栽培を勧めて新規参入者を確保するほか、官民連携し、新規参入に向けた機運の醸成が図れるよう、果樹トレーニングファームといった技術習得等の仕組みを検討・構築する。新規参入者へは関係機関が一体となって様々な課題の解決をサポートすることとする。

なお、経営規模の拡大や労働生産性の向上のためにも担い手への面積集積(拡大)が必要とされることから、担い手への面積集積(拡大)の目標を表〇のとおり設定する。

表28 担い手への面積集積(拡大)目標

	目標年次			
	現 状 (令和7年)	3年目 (令和10年)	5年目 (令和12年)	20年目 (令和27年)
栽培面積(a)	4,711	4,411	4,211	4,232

(3)果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

援農隊制度を活用した作業体験等を通じて果樹農業の魅力発信に努めるとともに、「新規就農者参入促進会議」の参加する就農フェア等での情報発信を行う。

(4)多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

面積の大半を占める担い手においては産地としての地域計画が策定されているほか、他の担い手の農地がある地区では園地を含む地域計画が策定されている。このため、農地は引き続き果樹園地として保全・管理されるものと見込まれる。

今後、地域計画等を活用し、担い手の面積集積(拡大)についても取組を進める。

(5)労働力不足への対応に向けた取組

面積の大半を占める担い手では、正職員およびパート雇用を中心に年間を通じた雇用が実施されている。しかし、面積に対して労働力が充足している状況になく、収穫・調製作

業や観光農園での対応など、スポット的に増強が必要となるケースもある。

このため、県内農業系教育機関との連携を進めるほか「新規就農者参入促進会議」と協力して正規労働者の確保に努め、前述の援農隊を活用した応援体制の構築やスポットワークサービスの活用、社会福祉施設との連携等を通じ、短期労働力の確保に向けても検討していくこととする。

(6)大規模経営体の参入に向けた取組

現状、企業参入について具体的に進展している事例は無い。今後、企業参入等の案件が生じた場合に対応できるよう関係機関とも連携しつつ検討を進める。

また既存の法人経営体を始めとした大規模経営体が複合品目のひとつとして取り入れていただけるよう、推進活動を進める。

(ウ)地域の基幹産業としての付加価値の向上

(1)輸出や加工等の関連産業との連携

現状、観光農園での収穫体験や直売所需要を満たせていない状況にあり、余剰生産力は無く、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

一方、収穫果実は加熱調理を含めた加工が前提となるため、生果の販売のほか商工業者とも連携を図り、加工品の開発を進める。市内のレストランやカフェ、ジェラート売場での利活用拡大も検討する。

(2)定年者等の地域住民、交流人口の参加

現在、援農隊を始めとした各種事業を活用し、産地への多様な人材の参画を進めているところ。今後もイベント等を通じて地域住民や市外の一般市民を取り込むことで関係人口の増加や、栽培に参画するきっかけや機会の創出を図る。

3. 需要への対応に関する事項

(ア)国内需要への対応

(1)手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

観光農園や直売所需要の充足のため、引き続き供給量の拡大を目指すこととする。

また、経営コストを不断に見直すことでコスト抑制を図り、省力化等を通じて生産性向上や収量向上を図り、手に取りやすい地元産クリの供給拡大に取り組む。

(2)果実加工品の生産・供給への対応

現在、観光農園や直売所としての需要量を満たせておらず、まずは供給量の拡大を図る。

実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図るほか、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(イ)海外から稼ぐ力の強化

現状、余剰生産力は無いことから、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

4. 流通および加工の合理化に関する事項

(ア)集出荷・流通対策

(1)集出荷の効率化の推進

現在、面積の大半を占める担い手である生産組合が共同利用施設として選果場を有するものの、これ以外に集出荷施設や選果場は存在しない。今後、生産量の増加に伴い、集荷場の設置や集荷方法、加工施設等の整備が必要となった場合は、効率的な集出荷体制構築に向けた検討を進めることとする。

(2)果実輸送の合理化の推進

販売先が観光農園や直売所であり、個選個販体系であることから現在集荷等の必要性が生じていない。今後、市場出荷や加工施設への搬入が必要となった場合は効率的な集出荷体制と併せ輸送体制構築に向けた検討も進めることとする。

(イ)果実の加工

(1)国産の加工用原料果実の確保

現状、需要量を満たしておらず、まずは収量向上を図る。今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際に、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培・調製方式を検討・導入する。

(2)多様なニーズに対応した果実の加工

現在、機能性成分を活かした加工は行っていない。今後、他産地との差別化のため、加工方法や商品開発の情報収集と併せ商工業者との連携も含め検討を進める。

5. その他必要な事項

(ア)自然災害への備え

クリの樹園地は露天であり、強風による枝折れや落果、炭疽病の発生等が懸念される。

大規模化する台風による風雨害へは、早めの収穫等で対応するとともに、一過後は防除の徹底や整枝・剪定の実施により被害の発生を抑制する。

また、最大の担い手である生産組合では事業継続計画(BCP)が策定されており、非常事態時にはこれに基づき事業継続を図ることとする。また、他の担い手においてもBCPの策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。また、担い手全般に、収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

Ⅷ. オウトウ

1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 12 年)

(ア)産地の状況

市内のオウトウ栽培は、農事組合法人マキノ町果樹生産組合が、平成11年のマキノ町（現高島市）農業公園マキノピックランドとしてリニューアルオープンすることにあわせ、平成8～9年に植栽されたことを契機として市内での栽培が始まった。なお現状、市内には生産組合における栽培以外に経済栽培している生産者はいない。

表29 市内オウトウ栽培面積の推移

年 産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収 穫 量 (t)	反 収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	1	86	3.3	379.1
令和元年(2019年)産	1	86	1.8	211.8
令和5年(2023年)産	1	86	2.7	335.4
令和6年(2024年)産	1	86	0.1	8.4
令和7年(2025年)産	1	86	2.0	259.7

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表 30 市内オウトウ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	スタークリムソ	24.4	ステラ	19.8	暖地杓トリ	16.3
R1	スタークリムソ	24.4	ステラ	19.8	暖地杓トリ	16.3
R5	スタークリムソ	24.4	ステラ	19.8	暖地杓トリ	16.3
R6	ステラ	24.4	スタークリムソ	23.3	暖地杓トリ	16.3
R7	ステラ	24.4	スタークリムソ	23.3	暖地杓トリ	16.3

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

(イ)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和 12 年)

○観光園への入園者数が増加し、農産物直売所を通じた地域農業の発展が図られている。

○老木園の若返りおよび消費者ニーズに対応した品種への転換に向けた改植または高接ぎが実施されている。

○観光農業公園として地域観光施設等とのパイプを太くし、連動した集客の一役を担うことで、地域の総合的な活性化に寄与している。

○試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力化かつ高品質な果樹生産に取り組んでいる。

2. 生産基盤強化に関する事項

(ア)労働生産性の向上および気候変動等への対応

(1)生産を振興する品種

県内のアウトウ産地もわずかであり、実需者のニーズが高いものの、十分な収量が得られていない状態にある。

また、甘果桜桃品種については強い需要がある一方で、中国桜桃品種のように実需者ニーズの低下している品種がある。さらに、中国桜桃品種とアメリカンチェリー品種については、混植による作業性の低下が見られることから、圃場毎に品種の統一化を図る観点から、優良品種への改植を進める。このため、中国桜桃品種については、ニーズへの対応と混植の解消に合わせて甘果桜桃の極早生品種への改植を行う。

なお改植後においては、作業性の改善に向けて低樹高化を図っていくこと、消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、品種選定にあたっては、食味や収量性、高温下での成熟状況や棚もちを考慮するだけでなく、新規参入者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定することに努める。

なお、生産を振興する品種は下表29のとおりとする。

表 31 市内の栽培品種と振興品種

振興 品種	品種名	振興 品種	品種名
	中国桜桃(シナノミザクラ)		ステラ
	香夏錦	*	紅きらり
	ナポレオン	*	紅秀峰
	天香錦	*	紅てまり
	高砂	*	紅えびす
	佐藤錦	*	おばこ錦
	スタークリームソン	*	紅さやか

(2)品種別の生産目標計画

振興する品種ごとの生産目標計画は次ページ表30のとおりとする。

表 32 振興品種と生産目標

品種名	目標年次							
	現状 (令和7年)		3年後 (令和10年)		5年後 (令和12年)		20年後 (令和27年)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
紅きらり	11	350	16	400	16	450	20	800
紅秀峰	5	180	13	200	13	250	23	850
紅てまり	5	150	5	180	5	200	8	250
紅えびす	2	0	2	0	2	10	8	225
おばこ錦	2	0	2	0	2	10	8	225
紅さやか	0	0	2	0	2	5	8	225
その他	61	1,320	59	1,350	59	1,400	24	625
合計	86	2,000	99	2,130	99	2,325	99	3,200

(3) 労働生産性の向上に向けた取組

既存園では老木樹や生産性の低い樹形の生産樹が存在する。

かん水施設は整備されており、これによるかん水を実施しているところ。一方、新たに栽培を開始する場合、水田転換畑での栽培がほとんどであり、用排水・かん水施設の整備については生産者が必要に応じて自ら施行する必要がある。

また、ロボット草刈機等のスマート技術や農業機械の導入検討は進むものの、管理する園地が広大であることや費用対効果の面から導入には至っていない。

【今後の対応】

- 振興品種への改植を図るとともに、剪定を介した樹形改造により低樹高化を図る。
- 労働生産性向上と収量確保に向け、低樹高仕立ての導入を進める。
- 生産拡大にあたっては地域計画を活用するほか、水田転換園の整備や用排水・かん水施設の整備に向けた事業活用を検討する。
- さらなる労働生産性の向上に向け、ロボット草刈機や自動走行型スピードスプレーや等スマート技術や農業機械の活用を図る。
- 企業参入等、大規模経営体の育成・参入について、要望ある場合は関係機関と連携しながら検討を進める。

(4) 気候変動等への対応に向けた取組

梅雨入り前から梅雨の晴れ間の高温により、果実の小型化やうるみ果・双子果の発生が認められているが、耐性品種の開発が進んでおらず、改植・新植には至っていない。

【今後の対応】

- 収穫期の高温に対して、かん水手法や整枝法により改善を図る。
- 高温下でも登熟や耐性に優れる新品種の情報収集に努めるとともに、有望な品種が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(5)病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

幼果菌核病、灰星病や褐色せん孔病、ショウジョウバエの発生や果樹カメムシ類の被害がしばしば見られるが、予察や関係機関からの情報提供に基づき防除が実施されている。また、ニホンザルによる樹や果実への直接的な被害が頻発している。

【今後の対応】

- 病害虫の発生に対して、引き続き発生予察に基づく効果的な防除の実践を図るとともに、草生栽培の実践による総合防除についても取り組んでいく。
- 追い払いやモンキードッグの配置等に加えて、危害獣種に応じて侵入防止柵や電気柵による獣害発生防止策の実施を進める。
- 情報収集に努め、効果的な対策が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(6)花粉・苗木の確保に向けた取組

授粉率向上のため、花粉確保の必要はあるものの現状花粉は確保できている。また、現時点で苗木の確保にあたり大きな障壁となる事例は無い。

【今後の対応】

- 花粉の安定確保に向け、業者との連絡を密にするとともに、早期の注文を心がける。
- 改植・新植にあたり苗木確保は必要であることから、苗木業者とも連絡を密にするとともに、早期・計画的な苗木の確保・発注に努める。

(イ)担い手の育成・確保、労働力の確保

(1)担い手の考え方

当市でオウトウを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。なお、地域計画においても担い手として位置づけられている、もしくは今後位置づけられることが確実である者とする。

- ①オウトウを主たる作目とする認定農業者
- ②オウトウを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③概ね 30a 以上のオウトウ栽培を行っている者
- ④概ね 5a 以上の新たにオウトウ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
- ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

※地域計画に位置付けられていない場合は、策定区域内で十分調整のうえ、位置付けられるよう努めることとし、園地が農業振興地域外の農地の場合は編入手続きのうえ位置付けることとする。

(2)担い手の育成・確保に向けた取組

唯一の生産者(担い手)である生産組合では、組合員の技術向上に向け関係機関の協力の下、現地研修会を開催する。

また新たな担い手の確保に向け、定年帰農者を含めて幅広く果樹栽培を勧めて新規参入者を募集するほか、官民連携し、新規参入に向けた機運の醸成が図れるよう、果樹トレーニングファームといった技術習得等の仕組みを検討・構築する。新規参入者へは関係機関が一体となって様々な課題の解決をサポートすることとする。

なお、需用の充足に向け経営規模の拡大が必要とされることから、担い手への面積集積(拡大)の目標を表31のとおり設定する。

表33 担い手への面積集積(拡大)目標

	目標年次			
	現 状 (令和7年)	3年目 (令和10年)	5年目 (令和12年)	20年目 (令和27年)
栽培面積(a)	86	100	100	100

(3)果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

援農隊制度を活用した作業体験等を通じて果樹農業の魅力発信に努めるとともに、「新規就農者参入促進会議」の参加する就農フェア等での情報発信を行う。

(4)多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

担い手の農地は産地としての地域計画が策定されている。このため、農地は引き続き果樹園地として保全・管理されるものと見込まれる。

今後、地域計画等を活用し、担い手の面積集積(拡大)についても取組を進める。

(5)労働力不足への対応に向けた取組

担い手である生産組合では、正職員およびパート雇用を中心に年間を通じた雇用が実施されている。しかし、面積に対して労働力が充足している状況になく、収穫・調製作業や観光農園での対応など、スポット的に増強が必要となるケースもある。

このため、県内農業系教育機関との連携を進めるほか「新規就農者参入促進会議」と協力して正規労働者の確保に努め、前述の援農隊を活用した応援体制の構築やスポットワークサービスの活用、社会福祉施設との連携等を通じ、短期労働力の確保に努める。

(6)大規模経営体の参入に向けた取組

現状、企業参入について具体的に進展している事例は無い。今後、企業参入等の案件が生じた場合に対応できるよう関係機関とも連携しつつ検討を進める。

また既存の法人経営体を始めとした大規模経営体が複合品目のひとつとして取り入れていただけるよう、推進活動を進める。

(ウ)地域の基幹産業としての付加価値の向上

(1)輸出や加工等の関連産業との連携

現状、観光農園での収穫体験や直売所需要を満たせていない状況にあり、余剰生産力は無く、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

一方、生果の販売のほか商工業者とも連携を図り、加工品の開発を進める。市内のレストランやカフェ、ジェラート売場での利活用拡大も検討する。

(2)定年者等の地域住民、交流人口の参加

現在、援農隊を始めとした各種事業を活用し、産地への多様な人材の参画を進めているところ。今後もイベント等を通じて地域住民や市外の一般市民を取り込むことで関係人口の増加や、栽培に参画するきっかけや機会の創出を図る。

3. 需要への対応に関する事項

(ア)国内需要への対応

(1)手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

観光農園や直売所需要の充足のため、引き続き供給量の拡大を目指すこととする。

また、経営コストを不断に見直すことでコスト抑制を図り、省力化等を通じて生産性向上や収量向上を図り、手に取りやすい地元産オウトウの供給拡大に取り組む。

(2)果実加工品の生産・供給への対応

現在、観光農園や直売所としての需要量を満たせておらず、まずは供給量の拡大を図る。

実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図るほか、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(イ)海外から稼ぐ力の強化

現状、余剰生産力はないことから、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

4. 流通および加工の合理化に関する事項

(ア)集出荷・流通対策

(1)集出荷の効率化の推進

現在、アウトウの集出荷施設や選果場は存在しない。今後、新規参入者の増加や生産量の増加に伴い、集荷場の設置や集荷方法、加工施設等の整備が必要となった場合は、効率的な集出荷体制構築に向けた検討を進めることとする。

(2)果実輸送の合理化の推進

観光農園での収穫体験や直売所の直接販売のみであり、集荷等の必要性が生じていない。今後、市場出荷や加工施設への搬入が必要となった場合は効率的な集出荷体制と併せ輸送体制構築に向けた検討も進めることとする。

(イ)果実の加工

(1)国産の加工用原料果実の確保

現状、需要量を満たしておらず、まずは収量向上を図る。今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際に、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培・調製方式を検討・導入する。

(2)多様なニーズに対応した果実の加工

現在、機能性成分を活かした加工は行っていない。今後、他産地との差別化のため、加工方法や商品開発の情報収集と併せ商工業者との連携も含め検討を進める。

5. その他必要な事項

(ア)自然災害への備え

高島市では山地と琵琶湖畔の平地が近接し、山から吹き下ろす風が強くなる傾向にある。アウトウ栽培では雨除けビニルや防風ネット、防鳥ネットなどが破損するリスクがある。大規模化する台風による風害へは、棚の補強事業を活用し対策を進める。

また、大規模な自然災害に見舞われる前に施設の修繕や補強を検討する。

唯一の担い手である生産組合では事業継続計画(BCP)を策定しており、緊急事態の際にはこれに基づき事業継続を図る。収入保険制度等を活用し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

IX. ブルーベリー

1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 12 年)

(ア)産地の状況

市内のブルーベリー栽培は、農事組合法人マキノ町果樹生産組合が、平成11年のマキノ町(現高島市)農業公園マキノピックランドとしてリニューアルオープンすることにあわせ、平成8～9年に植栽されたことを契機として市内での栽培が広がっている。

旧安曇川町下古賀や旧マキノ町大沼にも観光摘み取りによるブルーベリー園が開園しており、市内では主に観光果樹園として栽培されている。

表34 市内ブルーベリー栽培面積の推移

年 産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収 穫 量 (t)	反 収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	4	267	17.2	780.0
令和元年(2019年)産	13	279	7.3	261.7
令和5年(2023年)産	6	334	7.5	224.6
令和6年(2024年)産	8	371	8.9	256.5
令和7年(2025年)産	8	371	9.0	258.6

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表35 市内ブルーベリー品種系統構成の推移

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	ハイブッシュ系	50.6	元ブッシュ系	50.4	—	—
R1	元ブッシュ系	51.3	ハイブッシュ系	48.7	—	—
R5	ハイブッシュ系	45.2	元ブッシュ系	44.6	サザンハイブッシュ系	10.2
R6	元ブッシュ系	47.4	ハイブッシュ系	42.6	サザンハイブッシュ系	10.0
R7	元ブッシュ系	47.4	ハイブッシュ系	42.6	サザンハイブッシュ系	10.0

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

(イ)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和 12 年)

○観光園への入園者数が増加し、農産物直売所を通じた地域農業の発展が図られている。

また、地域観光施設等とのパイプを太くし、連動した集客の一役を担うことで、地域の総合的な活性化に寄与している。

○老木園の若返りおよび消費者ニーズに対応した品種への転換に向けた改植が実施され、試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力的かつ高品質な果樹生産に取り組んでいる。

2. 生産基盤強化に関する事項

(ア)労働生産性の向上および気候変動等への対応

(1)生産を振興する系統(品種)

最大の担い手である生産組合では植栽から四半世紀近くが経過し、老木化が進んでおり、ノーザンハイブッシュ系品種の枯死が目立ってきている。接ぎ木による樹勢回復を図るほか、近年の地球温暖化による酷暑化にも対応すべく、耐暑性のあるサザンハイブッシュ系品種への改植を進める。

なお改植や新植時の品種選定にあたっては、消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種を背景に、食味や収量性、高温化での成熟状況を考慮するだけでなく、新規参加者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定することに努める。

現在植栽されている3系統(ノーザンハイブッシュ系、ラビットアイ系、サザンハイブッシュ系)については収穫期の早晩性や対暑性、収量性において利が認められることから、これらの系統に含まれる品種を振興品種とする。

(2)系統(品種)別の生産目標計画

振興する系統(品種)ごとの生産目標計画は下表34のとおりとする。

表36 系統別の生産目標

品種名	目標年次							
	現状 (令和7年)		3年後 (令和10年)		5年後 (令和12年)		20年後 (令和27年)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
ラビットアイ系	176	5,600	176	5,800	176	6,000	176	6,200
ノーザンハイブッシュ系	158	3,400	158	3,500	158	3,600	158	3,800
サザンハイブッシュ系	37	0	37	20	37	100	37	1,000
合計	371	9,000	371	9,320	371	9,700	371	11,000

(3)労働生産性の向上に向けた取組

かん水施設は整備されており、これによるかん水を実施しているところ。一方、新たに栽培を開始する場合、水田転換畑での栽培やポット栽培がほとんどであり、かん水施設の整備については生産者が必要に応じて自ら施行する必要がある。

また、スマート技術や農業機械の導入検討は進むものの、管理する園地が広大であることや費用対効果の面から導入には至っていない。

【今後の対応】

○振興品種への改植を図る。

○生産拡大にあたっては地域計画を活用するほか、水田転換園の整備や用排水・かん水

施設の整備に向けた事業活用を検討する。

○さらなる労働生産性の向上に向け、スマート技術や農業機械の活用を図る。

○企業参入等、大規模経営体の育成・参入について、要望ある場合は関係機関と連携しながら検討を進める。

(4)気候変動等への対応に向けた取組

近年、梅雨の晴れ間の急激な温度上昇や梅雨明け以降の酷暑により、収量減少や着色遅延・不良が認められている。

【今後の対応】

○収穫期の高温に対して、かん水手法や暑熱対策により改善を図る。

○比較的耐暑性に優れるサザンハイブッシュ系の品種への改植・新植を進める。高温下でも着色や耐性に優れる新品種の情報収集に努めるとともに、有望な品種が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(5)病害虫・鳥獣害対応に向けた取組

オウトウショウジョウバエやイラガ等の発生がしばしば見られ、予察や関係機関からの情報提供に基づき防除が実施されているが、観光果樹園が中心であり、観光客への身体的被害の発生防止は急務となっている。

また、鳥類による果実への直接的な被害が見られる。

【今後の対応】

○病害虫の発生に対して、引き続き発生予察に基づく効果的な防除の実践を図るとともに、草生栽培の実践による総合防除についても取り組んでいく。

○危害獣種に応じて侵入防止網や飛来防止用糸資材の展張による鳥害発生防止策の実施を進める。

○情報収集に努め、効果的な対策が判明した際には導入に向けて検討を進める。

(6)花粉・苗木の確保に向けた取組

自家和合であり、虫媒花となっているため花粉確保の必要はない。また、海外品種が多いが、現時点で苗木の確保にあたり大きな障壁となる事例は無い。

【今後の対応】

○改植・新植にあたり苗木確保は必要であることから、苗木業者とも連絡を密にするとともに、早期・計画的な苗木の確保・発注に努める。

(イ)担い手の育成・確保、労働力の確保

(1)担い手の考え方

当市でブルーベリーを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。なお、地域計画においても担い手として位置づけられている、もしくは今後位置づけられることが確実である者とする。

①ブルーベリーを主たる作目とする認定農業者

②ブルーベリーを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者

③概ね 30a 以上のブルーベリー栽培を行っている者

④概ね 10a 以上の新たにブルーベリー栽培を行う者であり、栽培継続する意思のある者

⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

※地域計画に位置付けられていない場合は、策定区域内で十分調整のうえ、位置付けられるよう努めることとし、園地が農業振興地域外の農地の場合は編入手続きのうえ位置付けることとする。

(2)担い手の育成・確保に向けた取組

最大の担い手である生産組合では、組合員の技術向上に向け関係機関の協力の下、現地研修会を開催する。

また新たな担い手の確保に向け、定年帰農者を含めて幅広く果樹栽培を勧めて新規参入者を募集する。新規参入者へは関係機関が一体となって様々な課題の解決をサポートすることとする。

なお、需用の充足に向け経営規模の拡大が必要とされることから、担い手への面積集積(拡大)の目標を表35のとおり設定する。

表37 担い手への面積集積(拡大)目標

	目標年次			
	現 状 (令和7年)	3年目 (令和10年)	5年目 (令和12年)	20年目 (令和27年)
栽培面積(a)	344	344	364	364

(3)果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

観光果樹園の受け入れや作業体験等を通じて果樹農業の魅力発信に努めるとともに、「新規就農者参入促進会議」の参加する就農フェア等での情報発信を行う。

(4)多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

最大の担い手である生産組合の農地は産地としての地域計画が策定されている。また、他の担い手の農地のある地区の地域計画はすべて策定されている。このため、農地は引

き続き果樹園地として保全・管理されるものと見込まれる。

今後、地域計画等を活用し、新たな担い手の発掘についても取組を進める。

(5)労働力不足への対応に向けた取組

最大の担い手である生産組合では、正職員およびパート雇用を中心に年間を通じた雇用が実施されている。しかし、面積に対して労働力が充足している状況になく、収穫・調製作業や観光農園での対応など、スポット的に増強が必要となるケースもある。

労働力不足対応のため、県内農業系教育機関との連携を進めるほか「新規就農者参入促進会議」と協力して正規労働者の確保に努め、前述の援農隊を活用した応援体制の構築やスポットワークサービスの活用、社会福祉施設との連携等を通じ、短期労働力の確保に向けても検討していくこととする。

(6)大規模経営体の参入に向けた取組

現状、企業参入について具体的に進展している事例は無い。今後、企業参入等の案件が生じた場合に対応できるよう関係機関とも連携しつつ検討を進める。

また既存の法人経営体を始めとした大規模経営体が複合品目のひとつとして取り入れていただけるよう、推進活動を進める。

(ウ)地域の基幹産業としての付加価値の向上

(1)輸出や加工等の関連産業との連携

現状、観光農園での収穫体験や直売所需要を満たせていない状況にあり、余剰生産力は無く、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

一方、生果の販売のほか商工業者とも連携を図り、加工品の開発を進める。市内のレストランやカフェ、ジェラート売場での利活用拡大も検討する。

(2)定年者等の地域住民、交流人口の参加

現在、援農隊を始めとした各種事業を活用し、産地への多様な人材の参画を進めているところ。今後もイベント等を通じて地域住民や市外の一般市民を取り込むことで関係人口の増加や、栽培に参画するきっかけや機会の創出を図る。

3. 需要への対応に関する事項

(ア)国内需要への対応

(1)手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

観光農園や直売所需要の充足のため、引き続き供給量の拡大を目指すこととする。

また、経営コストを不断に見直すことでコスト抑制を図り、省力化等を通じて生産性向上や収量向上を図り、手に取りやすい地元産ブルーベリーの供給拡大に取り組む。

(2)果実加工品の生産・供給への対応

現在、観光農園や直売所としての需要量を満たせておらず、まずは供給量の拡大を図る。

実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図るほか、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

(イ)海外から稼ぐ力の強化

現状、余剰生産力はないことから、現時点では輸出に関しては今後の検討課題とする。社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

4. 流通および加工の合理化に関する事項

(ア)集出荷・流通対策

(1)集出荷の効率化の推進

現在、ブルーベリーの集出荷施設や選果場は存在しない。今後、新規参入者の増加や生産量の増加に伴い、集荷場の設置や集荷方法、加工施設等の整備が必要となった場合は、効率的な集出荷体制構築に向けた検討を進めることとする。

(2)果実輸送の合理化の推進

観光農園での収穫体験や直売所の直接販売のみであり、集荷等の必要性が生じていない。今後、市場出荷や加工施設への搬入が必要となった場合は効率的な集出荷体制と併せ輸送体制構築に向けた検討も進めることとする。

(イ)果実の加工

(1)国産の加工用原料果実の確保

現状、需要量を満たしておらず、まずは収量向上を図る。今後実需者の求めに応じ、加工用出荷を行う際に、加工業者の求める価格や品質に応じた栽培・調製方式を検討・導入する。

(2)多様なニーズに対応した果実の加工

現在、機能性成分を活かした加工は行っていない。今後、他産地との差別化のため、加工方法や商品開発の情報収集と併せ商工業者との連携も含め検討を進める。

5. その他必要な事項

(ア)自然災害への備え

高島市では山地と琵琶湖畔の平地が近接し、山から吹き下ろす風が強くなる傾向にあることから、ブルーベリー栽培では防風ネットや防鳥ネットなどが破損するリスクがある。大規模化する台風による風害へは、一時補強や早めの収穫等で対応する。

また、大規模な自然災害に見舞われる前に施設の修繕や補強、更新を検討する。

担い手である生産組合では事業継続計画(BCP)を策定しており、緊急事態の際にはこれに基づき事業継続を図る。それ以外の担い手にもBCP策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進める。

加えて、収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。